

令和4年7月19日

三重県議会議長 様

会派名 草の根運動いが
会派代表者 稲森 稔尚
質問者 稲森 稔尚

文書質問書

三重県議会基本条例第14条の2の規定に基づき、次のとおり文書による質問を提出いたします。

1 質問項目及び内容

「靈感商法」による被害実態と防止・救済策について

- (1) 本県における「靈感商法」による被害等の相談実績について、ここ10年間の推移を伺うとともに、その内容はどのような実態であるのか具体的に例示されたい。また、そのうち旧統一教会及び関連団体によるものは何件あるのか明らかにされたい。
- (2) 「靈感商法」をはじめ、重大な不幸が生じるなどと不安をあおり、物品販売や献金の要求による被害を防止・救済するために、県としてどのように取り組む考えがあるのか。特に「靈感商法」が1990年代初頭に社会問題化した背景を知らない世代である若年層や苦悩する旧統一教会の「二世信者」や家族らに向けた情報発信や相談体制を重点的に取り組む必要があると考えるが見解を伺う。
- (3) 2019年10月6日愛知県常滑市で開催された旧統一教会の関連イベント「孝情文化祝福フェスティバル名古屋4万名大会」では当時の三重県知事が祝電を寄せたとの報道がなされた。(現代ビジネス7月14日付) 他方、全国靈感商法対策弁護士連絡会は「政治家が反社会的団体に関する否定的な見解を一掃し、公的団体としてのお墨付きを与える効果を持つ」として祝電等を送付しないよう繰り返し要請しているところであり、公私いずれの立場であったとしても三重県知事名で祝電を送付すれば、行政機関としての本県が旧統一教会の趣旨に対して賛同しているかのような印象を与えかねない。

県は旧統一教会及び関連団体への祝電送付の事実関係を調査すべきであり、その内容を把握しているのか明らかにされたい。また、政教分離の観点のみならず「靈感商法」等の不法行為が繰り返し認定されている団体と政治・行政との関係についてどのように考えているのか見解を伺う。



2 質問の趣旨及び理由

1980年代～90年代にかけて旧統一教会による「靈感商法」をはじめ、不当な物品販売や献金の要求が社会問題となった。その後も被害は繰り返され、消費者契約法第4条3項6号は「靈感その他の合理的に実証することが困難な特別な能力」を振りかざして、重大な不幸が生じるなど「不安をあおり」契約させることを取消事由とする旨の法改正もなされた。しかしながら「靈感商法」による被害実態について、全国靈感商法対策弁護士連合会によると1987年から2021年12月までの34年間に合計約3万4537件、被害合計は約1237億円余りにのぼり、現在もなお旧統一教会の不法行為を認定する判例も多数存在していることから、政治や行政が反社会的組織に与せず、県民生活を被害から守るために質問する。

3 回答を求める者

知事